

問題・解答
用紙番号

13

の解答用紙に解答しなさい。

国

語

〈受験学部・学科〉

法学部、外国語学部、経済学部、経営学部、
看護学部、農学部(食農ビジネス学科)

問題は一〇〇点満点で作成しています。

I

次の1～5の傍線部と同じ漢字を含むものを、ア～オのうちからそれぞれ一つ選びなさい。
(一〇点)

- 1 両チームの選手が健闘を讃えてコウカンする
- ア 社会の行く末にテイカンを抱く
- イ カンキユウをつけて読み上げる
- ウ カンゼンと敵に立ち向かう
- エ 批判をカンジュする
- オ 上司のカンシンを買う
- 2 キンコウが崩れる
- ア コウガイに住宅街ができる
- イ 古いカンコウを見直す
- ウ 条約がハッコウする
- エ 周囲にホウコウが漂う
- オ 身体のヘイコウを保つ

3 タンカで患者を運ぶ

ア 弱い方にカタンする

イ タンソクをもらす

ウ 計画がハタンする

エ コンタンを見抜く

オ 武道のタンレンに励む

4 ジンダイな被害をもたらす

ア 会社の発展のためにジンリヨクする

イ テキジン深くに攻め入る

ウ お返事を頂けたらコウジンです

エ 業務をジンソクにこなす

オ ジンチを越えた災害に遭う

5 センザイ的な能力を見出す

ア 自らソツセンして実行する

イ 事件の背景をセンサクする

ウ センボウの眼差しを向ける

エ 犯人が市内にセンブクしている

オ センガクを恥じる

II 次の文章を読んで、後の問いに答えなさい。(四五点)

A
明治期には、ヨーロッパの影響を受けて、さまざまな国語・国字改良の議論が飛びかったことは、よく知られる。前島密が口談と筆記との一致を説いた「漢字御廃止之議」建白(一八六六)にはじまり、西周、外山正一ら英学関係者を中心に、ローマ字使用論、あるいは仮名文字使用論など、国字改良論が唱えられた。その後も漢字廃止論はくりかえされたが、国語改良の主張は、その比重を文体の問題、すなわち「言文一致」論に移してゆく。

国語・国字改良の主張の内容は、つぎの三つのタイプに分類できる。第一は森有礼に代表されるもので、日本語を廃止し、英語などにしようという主張。純粋な欧化主義である。これが実現するには、どれほどの年月がかかるか考えてみれば、とても無理な提案だとわかる。

第二は文字の改革。「ローマ字表記にせよ」との主張は、文字のみの西欧化といえるだろう。第三には「仮名文字に限ろう」という主張。これも、仮名文字を西欧の表音式文字に見立ててのものとすれば、やはり西欧式に接近をはかるものといえるだろう。

これらに反対する動きもあつた。一八八四年(明治一七)、『東洋学術雑誌』に掲載された外山正一「漢字を廃すべし」に対して、三宅雪嶺は、同じ雑誌に「仮名軍の猛将をして一驚を喫せしむ」を投稿し、「漢字」の利点をあげて反撃した。のち、三宅雪嶺は「国粹保存主義」を掲げて、政教社のリーダーとして活躍する。「国粹」を名のつても、その背後に東洋文明の伝統を重ねて考えるものだった。彼の初期の代表作『真善美日本人』(一八九一)には、日本人は、中国人と同じ蒙古人種であること、古代から、とりわけ徳川時代に、中国の学問を学んできたことを強調している。この三宅雪嶺の主張とならんで、「万葉仮名」などをあげて、西欧より長い「国語」の伝統を主張するタイプもある。これは、はじめての『日本文学史』をうたう三上参次、高津鋳三郎合著『日本文学史』上下(一八九〇)や、大和田建樹『和文学史』(一八九二)などの序文に見られる。これらは中国文化に対して、古来の純粋な日本文化を想定する「国学」の立場にならっているが、「漢文」の価値も十分に評価している。

それでも、国語改良論はやまなかつた。というより、西欧近代の本格的な「国語」の思想を掲げる人が登場する。ドイツで博言学(一般言語学、比較言語学)を学んで、一八九四年に帰国した上田万年である。彼は「国語教育に就いて」という講演で、民衆の口語をもって「国語」とし、国語研究を「美文」の研究から転換せよ、と主張した。近代言語学は民衆の話し言葉を対象とする学問だから、それを学んで帰ってきた人の主張として当然だった。

この講演で上田万年は、「国語」の土台となるものを、三千年来の「大和ことば」だと述べている。ラテン語ではなく、それぞれの地域の民衆の言葉を用いる西欧近代の「国語」の観念を、国語イデオロギーで受けとったのだ。そして、日本では天皇の詔勅も「漢語」で出ていると反発してい

る。古代の詔勅は和文（宣命）せんめい体で出されていたが、明治期には「漢語」の多い、独特の文語体
が用いられた。上田万年は、それを指して「漢語」といったのだろうが、もちろん日本語の一種で
ある。勘ちがいもはなはだしい。

ア

「今日は」「さよう（左様）なら」など「漢語」抜きでは挨拶もできないほど、日本の民衆の日常
会話には「漢語」がはいりこんでいる。書くにも漢字を用いた方が便利なが多い。日本語の場
合、ヨーロッパ語へのラテン語の混入とは、その程度がちがう。たとえば英語で食肉の“beef”や
“pork”がラテン語起源であることは、彼らがラテン語をならえば、すぐにわかる。だが、日本語
の「うま」が中国語の“ma”を語源とすることは、中国語を学んでも、ピンとこない。それほど密
接な関係にある。

イ

上田万年は、音を重視しなくては、つまり表意文字の漢字では「思想が思うままに書けない」と
思いこんでいたようだ（『作文教授法』一八九五）。これも、とんでもない勘ちがいだ。一単語の音
が、ある特定の意味をのせていることは、どんな言語でも変わらない。表音文字でつづろうと、表
意文字で書こうと、一単語が一単語としての役割をはたすことは、どんな言語でも変わらない。

そして、上田万年も論文を書くときには、当時の習慣にしたがい、「漢文」調をやわらげた読み
下し体（明治期「普通文」）で記している。主張どおりに自分で実行できなかったわけだ。それほ
ど観念的な主張だった。

ウ

それでも、上田万年の帰国によって、ふたたび「漢字廃止」論が高まった。それに対して、三宅
雪嶺は、かつての主張をくりかえした。「漢字の利益」（一八九五）では、漢字のいく通りもの音の
変化を学習させることが有益、と主張している。

エ

上田万年は近代国語学を切りひらき、のち、日露戦争後には国語政策の中枢にすわる人だ。だか
らといって、上田万年の提言や、その思想を分析しても、当時の日本語の実態を理解したことには
ならない。日本語の欧化政策は、ことごとく挫折した。大正期には、世界共通語としてつくられた
エスペラント語（Esperanto）運動もかなりの広がりをもったし、ローマ字運動や仮名文字運動は
昭和戦前期まで続くことになる。

オ

ただし、漢字廃止論には、文字の習得を容易にしようという含みがある。その含みは、難しい漢
字の使用を減らす方向として実現された。

B
では、日本語の読み書き言葉には、実際、どのようなことが起こっていたのだろうか。

ヨーロッパでは知識人の共通語であったラテン語ではなく、一般民衆の話し言葉をもとにした
“national language”すなわち「国語」による読み書きが国民文化の基礎にすえられた。明治初期
の洋学者たちは、そのことをよく知っていた。それゆえ、尋常小学校（四年制、一九〇七年より六
年制）では、「国語」は日本語学習に限られた。

だが、高等小学校（四年制、一九〇七年より二年制）では「漢文」読み下し体の学習が行われ、

中学校以上では英語と「漢文」（日本化したものをふくむ）が必須とされた。当時のエリートの中には、読み書き能力、リテラシーにおけるトリリンガル (trilingual) が要求されたのだ。明治政府は一八七二年（明治五）の学制公布から、中学校にエリート養成的な性格をもたせていたが、ここでは教科としての「国語」のうちに「漢文」を位置づけていた。

これは、ヨーロッパでもラテン語がエリート教育で重要視されつづけたことに似た事態に思える。だが、イタリアでも、ラテン語を「国語」として扱ってはいない。日本の場合、エリート養成のための教科としての「国語」が、いわば i だった。

ただし、それはリテラシーにおいてのことで、会話能力が問われたのではない。白文を読み下し体で読んでいるなら、日本語の範囲といわれるかもしれないが、中学の「漢文」では作文、つまり中国語で書くことも必須とされていた。

二〇世紀に入るころから、陸軍省が満二十歳の男性を対象にして、体格や識字率を調べる壮丁調査をはじめた。初期の識字率調査は、尋常小学校（四年制）低学年程度、同卒業程度、高等小学校（四年制）卒業程度、中学校（尋常小学校卒業後五年制）卒業程度の四段階のテストが行われ、識字率を五段階に分けている。のちには教科書を用いたが、試行期の文例（一九〇一年京都府）を示しておこう。

尋常二学年終了程度

赤十字しや。日本のこつき

尋常小学校卒業程度

売捌所は韓国満洲にも設けたり

高等小学校二学年終了程度

知能ヲ啓発シ徳器ヲ成就ス

高等小学校卒業程度

我が神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我が光輝アル国史ノ成跡トハ炳ト

シテ日星ノ如シ

要求度が、ずいぶん高かったことがわかる。高等小学校では「漢文」読み下し体に対するリテラシーが求められている。ここにはあげないが、中学校卒業程度には「漢文」そのものを読み下す能力が問われている（「卒業程度」とは、学校へ行けなくとも、参考書などで独学して同程度の学力を身につけた人をふくめての意味で、調査が続いた期間、正規の卒業生と同じくらい的人数が記録されている）。時代が進むと、高等学校卒業程度、大学卒業以上が加わるが、大まかには明治期普通文、いいかえると和文体の「なり、たり」体、「漢文」読み下し体、そして「漢文」の読みの可否の四段階に分けて考えてよい。

幕末から明治初期にかけて、英学の隆盛にともない、一時期、漢学者が嘆くほど、「漢文」学習は廃れた。しかし、一八八〇年代には「漢文」学習が、日本古典の学習とともに、エリート層に復活する。博文館から一八九〇年に刊行された『日本歌学全書』全十巻、『日本文学全書』全二十四巻について、一八九二年から『支那文学叢書』全二十四冊の配本がはじまる。そして、日本「漢詩」の専門家たちは、歴史上、明治期が質量ともに、その最高の時期だったといっている。総合雑

誌にも漢詩欄が設けられており、それがなくなるのは、日露戦争後のことである。

これにはいくつかの理由が考えられる。第一は明治政府が公式の文体として、かなり硬い「漢文」読み下し体を採用したこと。「復古革命」の意識がはたらいたのだろう。読み下し体も、もちろん日本語だが、背後に「漢文」がある。ちなみに、徳川時代の幕府や諸藩のお触れ書きは、漢字を多用する候体（さむらう）の和文だった。ただし、高札は漢字を減らした平易な文体で、これを受けついで明治初期の太政官制札（たじょうかん）（お触れ）には「人たるもの五倫の道を正しくすべき事」、「人を殺し家を焼き財を盗むなどの悪行あるまじき事」（変体仮名使用）などとある。

第二の理由としては、先に述べたように中学の教科としての「国語」のうちに「漢文」が位置づけられ、帝国大学の入試には英語と「漢文」が出題され、文学部の卒業論文は英語などの西欧語か、「漢文」で書くことが要求されたこと。早く西欧の知的水準に追いつくためにも、英華辞典や華英辞典はもちろん、一九世紀半ばの上海で漢訳された多数の西欧の学術書などを参照する必要があった。そして、論理的な思考を行うには、基礎概念のほとんどが「漢語」だったから、「漢文」学習が必須とされた。また、英語学習のためにも、語順が似ている「漢文」を学ぶことが有利とされるなど、さまざまな事情が重なったことだろう。

一方で西洋近代文明を吸収しつつ、他方で「伝統」にもとづく国民文化を形づくってゆくために、「漢文」は、そのどちらにも必要とされる教養だった。これは日本が古代から中国文明圏のうちにあって、独自の文明を形づくってきた歴史に根をもっている。そして、当時の知識人たちは、東アジアが近代文明の発展に乗り遅れ、西欧列強の侵食を受けつつあるという危機感を抱いていた。いかえると、国際情勢を ii という構図で考えざるをえない現実が突きつけられていたのだ。この点で、キリスト教文明圏が、他の諸地域に対して圧倒的な優位に立っていることを暗黙の前提にして、各国のナショナリズムが成立した西欧諸国やアメリカ合衆国とは決定的にちがっていた。

福沢諭吉は、日本は「東洋」にとどまることなく、西欧化の道を歩むべきであると考え、「脱亜論」（一八八五）を唱えた。朝鮮半島の人びとには、中国から独立するためにハンゲルの読み書きを勧めもした。それに対して、三宅雪嶺らは、中国文明の恩恵を受けてきた「伝統」を守ることを強調した。どちらもナショナリズム、国民主義だが、このふたつの立場は鋭く対立した。

福沢諭吉は、中学校以上で、「漢文」が重視されはじめたことや、日本の古典復興の機運に対して、時代錯誤だと非難した。実際、慶應義塾で、学生たちのあいだに書道趣味が起こったとき、そんなものは外国人の骨董趣味の真似事だと叱りつけ、クラブを解散させた。日清戦争が起こると、中国の文明の遅れを侮蔑する言辞を吐き、差別感情をあおりさえた。

政府も一時は欧化主義に走ったものの、帝国憲法を制定し、教育勅語を發布した時点で、すでに日本のナショナリズムは、 ii という図式を抱え込んだまま、その進路を決めていたといつてよい。西洋文明を吸収し、文明国の仲間入りを果たすためにも、独立自尊の精神、すなわちな

シヨナリズムの基盤を西欧列強より長い歴史を誇る文化伝統に求め、それを整える必要があった。それは必然的に、長いあいだ中国文化の影響下にあった歴史を踏まえることになる。そして、それは西欧列強に対するアジア主義の志向と結びつく。

日露戦争後、上田万年が国語政策の中枢にすわり、中学の「漢文」の時間を減らしてゆくが、昭和戦前期を通じて「漢文」は知識層の教養の一角だった。西欧語のどれかとあわせて、彼らのリテラシーがトリリンガルだったことを忘れては、日本近現代の思想や文化の解明はおぼつかない。つまり、日本文化の近代化を、すなわち西欧化と考えてしまうと、とんだ錯誤におちいるのである。

（鈴木貞美『日本の文化ナシヨナリズム』）

問一 傍線部A「明治期には、ヨーロッパの影響を受けて、さまざまな国語・国字改良の議論が飛びかったこと」について述べた次のア～オのうちから、最も適切なものを選びなさい。

ア 純粋な欧化主義を主張する森有礼らは、英語などを国語・国字とするのには時間がかかりすぎるため、日本語を廃止することは無理な提案だと考えた。

イ 「ローマ字表記にせよ」「仮名文字に限ろう」と唱えた西周、外山正一らは、国字の西欧化を文字のみに限定することで漢字の利点を残すべきだと主張した。

ウ 三宅雪嶺は「国粹保存主義」の立場から漢字廃止論に反対し、中国の文明も日本の伝統を背景にしているととして漢字の重要性を強調した。

エ 西欧よりも長い「国語」の伝統を主張する「国学」の立場では、「漢文」という古来の純粹な日本文化の価値を十分に評価していた。

オ 民衆の話し言葉を対象とする近代言語学を学んできた上田万年は、「漢語」に反発して三千年来の「大和ことば」が「国語」の土台だと述べた。

問二 次の一文は、どの箇所に入るのが最も適切か。

ア

イ

オ

のうちから選びなさい。

この国字問題をめぐる論争が、どちらに軍配があがったかは、いうまでもないだろう。

問三 傍線部B「では、日本語の読み書き言葉には、実際、どのようなことが起こっていたのだろうか」とあるが、明治期における日本語の読み書き言葉について述べた次のア～オのうちから、最も適切なものを選びなさい。

ア 一般民衆の話し言葉をもとにした「国語」による読み書きを国民文化の基礎にすえたヨーロッパに合わせるため、明治期の高等小学校では「漢文」学習が必須とされた。

イ 明治期の中学校の「国語」では「漢文」での作文、つまり中国語で書くことが必須とされておられ、これはヨーロッパのエリート教育におけるラテン語学習とは性格が異なる。

ウ 明治期の「漢文」教育では高いリテラシーが求められており、高等小学校を卒業する頃には全員が「漢文」を読むことができる段階に達していたと考えられる。

エ 幕末から明治にかけて「漢文」学習が廃れる時期があったが、これは明治政府が公式の文体として硬い「漢文」読み下し体を採用したことに一因がある。

オ 西欧におけるラテン語と同等の「漢文」のリテラシーが求められ、大学の入試や卒業論文では英華辞典や漢訳された西欧の学術書などを参照することが必要になった。

問四 空欄 i に入る表現として最も適切なものを、次のア～オのうちから選びなさい。

ア パラドックス

イ リテラシー

ウ バイリンガル

エ グローバル

オ エスペラント

問五 二カ所の空欄 ii に入る表現として最も適切なものを、次のア～オのうちから選びなさい。

ア 「西洋」対「東洋」

イ 「文明」対「伝統」

ウ 「英語」対「漢文」

エ 「西欧」対「中国」

オ 「近代」対「古代」

問六 次のア～オについて、本文の内容に合致しているものにはa、合致していないものにはbをそれぞれマークしなさい。

ア 明治期には国語・国字改良論が飛びかい漢字廃止論が唱えられたが、ここには文字の習得を容易にしようという含みがあり、難しい漢字の使用を減らすことは実現した。

イ 国語政策の中枢にすわった上田万年により近代国語学が切りひらかれたため、上田の提言や思想を分析することで当時の日本語の実態を理解していく必要がある。

ウ 明治期の日本は西洋近代文明に乗り遅れたことで文明国への仲間入りが頓挫したため、「英語」よりも伝統的な「漢文」を重視するアジア主義に傾いていった。

エ 日本は「東洋」にとどまるべきではないと考えた福沢諭吉からすると、「漢文」重視や古典復興の機運は時代錯誤で西欧化に反するものであった。

オ 明治期の知識層は「漢文」を通じて西欧語の教養を身につけたため、日本文化の近代化を「西欧化」と考えるのは誤りであり、中国文化の影響下にあったと考えるべきである。

III

次の文章を読んで、後の問いに答えなさい。(四五点)

「魔女」の歴史は人間の歴史とともに古く、すでに古石器時代の洞窟の壁画にその姿を現わしており、青銅時代に属するデンマークの「魔女の墓」からは、魔女が用いたさまざまな呪術用の小道具をおさめた壺が発見されている。こうして始まったその歴史は、人間のあらゆる時代を貫いて、今日もまだ終わってはいない。(G・パリンダーは「大部分のアフリカ人にとって、魔女の問題は生死に関する(今日の)問題である」といつている。『妖術』一九五八年)また、魔女にまつわる説話が、あらゆる時代、あらゆる地域を通じて、共通していることも特徴的である。前記の魔女の墓から出た呪物(山猫の爪、いたちの骨、へびの椎骨など)にしても、それらは今日でも薬物や護符として広く用いられているものだと、民俗学者は伝えている。

魔女裁判で裁判官がもつとも重視した「色魔」(魔女と性関係を結ぶ下級の悪魔。女性の魔女と関係する男色魔 *incubus*、男性の魔女と関係する女色魔 *succubus* の二種がある)に関する迷信も、古代アッシリヤ人やバビロニア人の間にみられ、ギリル人やケルト族にも伝わっている。

呪術によって農作物を枯死させ、水を涸らし、果実を腐らせ、藁人形やろう人形に針を刺して目指す相手を病気にし、死にいたらせ、あるいは、自分の憎む人妻を不妊症に、その夫を性的不能者にするとか、空中を飛んで魔女集会 (*sabbat*) に出席……というような、魔女裁判でたえず追及されることになるもろの魔女行為に関する迷信は、遠く古代のインドやエジプトにも、ギリシャやローマにも広まっていたという。

魔女の歴史を子細に辿れば、それは人類学や民俗学の長い別の物語となる。技術や科学の歴史にすらかかわることになる。魔女はその歴史の最終段階——中世後期——において、高級な科学者と低俗な妖術使いにも分解するが、その時期の科学者(近代科学の先駆者)たちは、しばしば魔女として弾劾¹されている。

i、中世のキリスト教国は、こうしたさまざまな魔女迷信の吹きだまりであった。この吹きだまりのなから、中世後期の一般大衆の間に、ひとつの伝承的な魔女像が浮かび出ていた。その魔女は例外なしに女である。それも年老いた、醜悪な老婆である。

「年をくい、しわ枯れた老婆。あごは落ち、膝は曲がり、弓なりに杖にすがっては歩く。眼はくぼみ、歯は抜けて、顔のしわは深く、手足は中風でふるえ、なにかぶつぶつぶやきながら通りを歩く。主の祈りは忘れても、悪態をつく意地悪な舌は、まだ失ってはいない。」(ハースネット『カトリック教の欺瞞』^{ぎまん}一六〇三年)

あるいは

「魔女は村人の誰からも遠く離れ、ひとり淋しく暮らしている。それは、自分の悪魔のような所業を、村人たちに知られまいためだ。それはまた、おのがねたむ者に、遠くからこっそり

と、危害を加えてやろうためでもある。」(スペンサー『神仙女王』一五九六年)

孤独で、醜悪で、邪悪な老婆。——木枯しの吹きすさぶ冬の夜の炬ばたで、老人たちからなんども聞かされた魔女物語が、子供心の網膜に結んだ魔女像がこれであった。

なるほど、いつの時代でも魔女は人に憎まれ、恐れられ、ときには支配者によって弾圧されたこともある。魔女の弾圧のもっとも古い例は紀元前一二〇〇年のエジプトにあり、ギリシャではデモステネスの時代(紀元前四世紀)に一人の魔女が処刑されており、ローマではネロやカラカラ帝によりきびしく迫害され、キリスト教に改宗直後のコンスタンティヌス帝(紀元四世紀)やフランク王国のシャルル大帝(紀元九世紀)も呪術を禁ずるきびしい法令を發布している、というように、魔女とその呪術に対する弾圧や迫害の例は珍しくはない。

しかし、ここで記憶すべきことは、たとえばコンスタンティヌス帝が前記の禁令を出した二年後に、「病気をなおすため、あるいは雹や雪から農作物を防護するために行なう呪術を禁ずることは皇帝の望むところにあらず」と布告した例にもみられるように、魔女が迫害されたのは魔女であるからではなく、魔女が呪術を用いて人を殺し農作物を枯らすというような悪を行なうからであった。病気をなおし作物を保護するような善を行なう呪術はむしろ喜ばれ擁護された。帝王や貴族、いや、聖職者すら、しばしば多くの魔女をかかえて彼らの呪術を利用している。したがって、魔女に対する弾圧や迫害は、魔女そのものに対してではなく、魔女が行なう反社会的な犯罪に対してであった。いわば刑法的な犯罪一般に対する弾圧の一部分に過ぎなかったのである。

また、そうした魔女の刑事的行為の摘発や処罰も決して組織的なものではなく、X 的、ときには恣意的ですらあった。(シャルル大帝が死刑をもつて魔女を処罰するというきびしい法令を發布しながら、のちには魔女を焚殺することは殺人罪に相当すると布告したなどは、その一例である。)

これを、「善を行ない益をもたらすといえども、魔女は悪魔と結託した者であるがゆえに生かしておいてはならぬ」として死刑が原則となった魔女裁判時代の魔女観とくらべれば、その間に重大な本質的な変化が起こったことが想像される。

この重大な本質的な変化は、当時の西ヨーロッパ全土を統轄、支配していたローマ・カトリック教会の態度の急変によるものであるが、その教会当局すら、旋風期以前においては魔女に対しては**はなはだ寛容**でその弾圧もきわめて微温的だったばかりでなく、魔女に対してむしろ温情的ですらあったことが注目される。

たとえば、九世紀のリヨン(フランス)の大司教アゴバルは、もともと魔女信仰について懐疑的だったが、あるとき、魔女の嫌疑をうけた三人の男と一人の女が、民衆から石で打ち殺されようとするところを、辛抱強い説得によってこのリンチから救い出している。

フランスのジェルベールは、中世における科学ルネサンスの最初の曙光として科学史の上で記念

される人物であるが、当時は呪術師として有名であった。しかしそれにもかかわらず、シルヴェステル二世（九九九―一〇〇三年）としてローマ法皇の位にすらくことができたのである。「呪術師」は、魔女裁判時代では「魔女」となる。もう五〇〇年後だったら、法皇どころでなく、焼かれたかも知れなかった。

法皇グレゴリウス七世は、一〇八〇年にデンマークのハーラル王に書を送り、暴風雨や疾病その他の災厄を僧侶や婦人の呪術のせいにする悪習をきびしく非難し、それらの災厄は神慮によるものであり、その報復を罪なき者に向けることはあらためて神の怒りを招くことにほかならぬと戒めているほど寛容だった。

ii、呪術や妖術（魔女の呪術）に対する信仰が微弱だったわけではない。魔女迷信はあらゆる地域のあらゆる階層に浸透していたのである。が、それに対する教会の態度は比較的冷静であり、弾圧も微温的だった。しばしば各地で開かれる教会会議でも、魔女行為はいつも弾劾された。しかし教会会議が規定する罰則は統一的でなく、のちの魔女裁判を思えば想像もできないおだやかな処分に終わっている。たとえば、八五〇年のパヴィヤ（イタリア）の教会会議は、呪術によって人の憎悪感を誘発し、その結果多くの人間を死にいたらしめる魔女に科すると規定した罰は「終世、ざんげの苦業」にすぎなかった。一一八九年のルーアン（フランス）の教会会議、一一二二年のパリでのそれも呪術師を弾劾はしたが刑罰を規定することもなく、ただ、「破門」のおそれがあることを戒告しただけである。当時の「ざんげの苦業」が決してなまやさしいものではなく、ことに「破門」となれば、本人にとって社会生活の破滅を意味する場合もある重罰ではあったにしても、やがて訪れる魔女裁判時代の例外なしの残虐刑を思えば、それまでの教会の態度はいかに冷静寛容であったことであろう。

こうした教会側の寛容さを具体的に示すいまひとつの例として『司教法令集』（Capitulum episcoporum）をあげることができる。この法令集の成立過程については諸説があるが、いずれにしてもそこにみられる見解は、一〇世紀以来、教会側の権威ある見解として承認され、一二世紀には教会法の中に採り入れられたものである。

この『司教法令集』の見解を要約すれば、夜陰に乗じて獣の背に乗り、空を飛んで遠隔の地に運ばれて魔女集会に列席するなどいうことを多くの人々が信ずるのは、「正しい信仰から逸脱し、異教徒の誤りにまきこまれる」ことである。「それゆえ聖職者は、この魔女行為はあらゆる意味において虚偽であり、悪魔が不信心者の心に押しつけた幻想であるということ、教会を通して極力人々に説き聞かせねばならぬ。」そうしたことを魔女自身が信じているとすれば、それは夢を現実だと錯覚しているのである。「目覚めているときには見たこともないさまざまな現象を、眠っているときに夢の中で見るといふのは普通のことである。」「精神の中でのみ起こりうるいろいろなことが、肉体においても起こると考えるのは愚かなことである。」「そのような妄想を現実だと信ずる者

は神に対する信仰を失った者であり、神への正しい信仰を失った者は、神ではなく悪魔に属する。』これが『司教法令集』の——したがって、少なくとも一二世紀ごろまでの教会側の——正統的な見解であった。これを「魔女の存在を否定することは聖書を否定することである」と言明するにいたる魔女旋風時代の教会側の通念と思いきらべれば、『司教法令集』の見解の合理性が異常に目立つのである。

^b そもそも聖書そのものが魔女をほとんど問題にしていない、ということに思いをいたせば、この合理的な見解もさほど異常なこととはいえないであろう。魔女についての聖書の言及は、旧約聖書にごく少々、新約聖書にいたっては皆無に近い。旧約の「魔女を生かしておいてはならぬ」（『出エジプト記』二二の一八）というモーゼの言葉は、後の魔女裁判官たちの声高い引用によって、（こ）とに、一七世紀なかばの魔女旋風を煽り立て、「魔女狩り將軍」と呼ばれたマシュー・ホプキンスが自著『魔女の発見』の扉にこの聖句を掲げたためにいっそう有名になり、魔女迫害を正当化する根拠とされるにいたったものであるけれども、この聖句の「魔女」（欽定訳聖書では *witch* と英訳）を、魔女裁判時代の概念における「魔女」と同一に受け取る根拠ははなはだ薄弱である。ウォールタ・スコットは『悪魔論と妖術に関する書簡』（一八三〇年）で「書簡第二」の大部分をこの問題に費しているが、それによると、旧約聖書もとの言葉、ヘブライ語の *chasaph*（または *kashaph*）は「毒殺する者」という意味であり、モーゼの律法には後世（魔女裁判時代）におけるような「魔女と悪魔との契約」はみられず、「少なくとも、そのような方式（悪魔との結託）が存在したことをわれわれに信じさせるような言葉は聖書（旧約）にはひとつも出てこない」といっている。

また現代のある論者は、旧約聖書あの聖句が魔女狩りを正当化する根拠になりえないことを別の観点から主張し、「ヘブライ人は魔女をむしろ公認していたのだから、このモーゼの命令は特別の事情による例外的なものであることは明らかだ」といっている（ファーガソン『妖術の哲学』一九二四年）。

ともあれ、以上で明らかなのは、魔女は十二、三世紀ごろまではまだ安泰であったと結論できることである。

ところが、一三〇〇年を境として事態は一変する。魔女に対する教会の態度が、にわかに硬化するのである。魔女の歴史は、ここで、平穏だった古い魔女時代を終えて、不安動揺の時代に入ることになるが、その転機は「新しい魔女」の大量出現であった。

（森島恒雄『魔女狩り』）

問一 空欄

i

ii

に入る最も適切なものを、次のア～エのうちからそれぞれ選びなさい。

i ア たとえば

ii ア ところか

イ けれども

イ したがって

ウ ともあれ

ウ とはいえ

エ あるいは

エ そのうえ

問二 波線部1・2の言葉の意味として最も適切なものを、次のア～エのうちからそれぞれ選びなさい。

1 弾劾

ア 罪をただして、行動を抑制すること

イ 不正をはっきりさせて、責任を追及すること

ウ 細かいところまで調べ上げて、非難すること

エ 悪事を暴いて、社会に広く知らしめること

2 曙光

ア 物事の前途に見え始めた明るい兆し

イ 学問の世界で成し遂げた輝かしい名誉

ウ 人目を引く際だった才能の持ち主

エ 自然に人々を服従させるような威厳

問三

空欄

X

に入る最も適切な言葉を、次のア～オのうちから選びなさい。

ア 意図

イ 集中

ウ 段階

エ 遍在

オ 散発

問四 傍線部 a 「その教会当局すら、旋風期以前においては魔女に対してはなほ寛容で」とあるが、当時のローマ・カトリック教会の魔女に対する姿勢について述べた次のア・オのうちから、適切なものを二つ選びなさい。

ア 魔女に関する信仰は当時の社会に広く浸透していたが、教会会議でそれについて処分を下すことはなかった。

イ 自然災害などの災厄が起きる理由を、魔女などの人為によるものとする考え方を批判する声は、教会内部でも上がっていた。

ウ 呪術を行う魔女たちを、教会側は社会生活の破滅を意味する「破門」の宣告と焚殺によって対処した。

エ 教会関係者らの中にも魔女を召しかかえる者がいたため、魔女の反社会的な犯罪が罪に問われることはなかった。

オ 教会は魔女集会に列席するなどの行為はあらゆる意味において虚偽や幻想であるとしたが、魔女に対する罰則を教会会議で統一的に定めることはなかった。

問五 傍線部 b 「そもそも聖書そのものが魔女をほとんど問題にしていない」とあるが、これについて述べた次のア・オのうちから、適切なものを二つ選びなさい。

ア 魔女と悪魔の結託が存在していることを示す内容が、旧約聖書にごくわずかながら記されている。

イ 旧約聖書の中で「魔女を生かしてはならぬ」と記されているのは、当時のヘブライ人の間で魔女が恐れられていたからである。

ウ 「魔女を生かしてはならぬ」というモーゼの聖句における「魔女」は、ヘブライ語では「毒殺する者」を指す。

エ 魔女狩りの時代に教会側が有していた、魔女の実在の否定は聖書の否定であるという考えの根拠は、旧約聖書に求められている。

オ 『司教法令集』が魔女への嚴罰を示唆していたのに対して、旧約聖書と新約聖書は魔女の反社会的な振る舞いを指摘するだけにとどめていた。

問六 二重傍線部「魔女」の歴史」について述べた次のア～オのうちから、最も適切なものを選びなさい。

ア 魔女に関する迷信はヨーロッパ内外で人々に伝えられているが、魔女への弾圧はヨーロッパに起源を持っている。

イ 魔女の歴史は、薬物や護符といった民俗学の領域に属しており、技術や科学とは独立して展開してきた。

ウ 古代から中世の魔女裁判を経て魔女信仰は終焉を迎えており、近現代で魔女の話が取り上げられることは少ない。

エ 魔女裁判時代は原則として魔女は死刑となったが、それ以前には魔女が人に憎まれたり恐れられたりすることがなかった。

オ 中世ヨーロッパのキリスト教会の見解によれば、魔女に関する迷信を信じることは、正しい信仰からの逸脱であった。